

平成23年8月29日
平成23年8月29日

平成23年第6回
南部町議会臨時会

会 議 錄

南部町告示第59号

平成23年第6回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年8月10日

南部町長 坂本昭文

記

1. 期日 平成23年8月29日

2. 場所 南部町議会議場

3. 付議事件

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例の一部改正について）

議案第50号 平成23年度南部町一般会計補正予算（第3号）

○開会日に応招した議員

板井 隆君	仲田 司朗君
雜賀 敏之君	植田 均君
景山 浩君	杉谷 早苗君
赤井 広昇君	青砥 日出夫君
細田 元教君	石上 良夫君
井田 章雄君	秦 伊知郎君
亀尾 共三君	足立 喜義君

○応招しなかった議員

なし

平成23年 第6回（臨時）南部町議会議録（第1日）

平成23年8月29日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成23年8月29日 午前10時02分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事日程の宣告

日程第4 議案第49号 専決処分の承認を求めるについて（南部町税条例の一部改正について）

日程第5 議案第50号 平成23年度南部町一般会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事日程の宣告

日程第4 議案第49号 専決処分の承認を求めるについて（南部町税条例の一部改正について）

日程第5 議案第50号 平成23年度南部町一般会計補正予算（第3号）

出席議員（14名）

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雜賀 敏之君	4番 植田 均君
5番 景山 浩君	6番 杉谷 早苗君
7番 赤井 広昇君	8番 青砥 日出夫君
9番 細田 元教君	10番 石上 良夫君
11番 井田 章雄君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀尾 共三君	14番 足立 喜義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 唯 清 視君 書記 ----- 前 田 憲 昭君

説明のため出席した者の職氏名

町長 -----	坂 本 昭 文君	副町長 -----	藤 友 裕 美君
教育長 -----	永 江 多輝夫君	総務課長 -----	森 岡 重 信君
財政専門員 -----	板 持 照 明君	税務課長 -----	分 倉 善 文君
教育次長 -----	中 前 三紀夫君	総務・学校教育課長---	野 口 高 幸君

午前10時02分開会

○議長（足立 喜義君） おはようございます。これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成23年第6回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

11番、井田章雄君、12番、秦伊知郎君。

日程第2 会期の決定

○議長（足立 喜義君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定しました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 議案第49号

○議長（足立 喜義君） 日程第4、議案第49号、専決処分の承認を求めるについて
(南部町税条例の一部改正について) を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第49号、専決処分の承認を求めるについて、
これは南部町税条例の一部改正についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規
定により、これを議会に報告して承認をお願いをするものでございます。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、南部町税条例の一部を改正するこ
とについて、次のとおり専決処分をする。平成23年6月30日でございます。

本議案でございますが、これは地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を
改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成23年の6月30日に公布さ
れたことに伴いまして、南部町税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項によ
り専決処分したことについて、承認をお願いをいたすものでございます。

改正の詳細につきましては税務課長から説明をいたしますので、よろしく御審議をお願い申
し上げます。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。それでは、南部町税条例の一部を改正
する条例について御説明いたします。

このたびの改正は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための一部改正でござ
ります。主な改正は、寄附金控除の適用下限額を2,000円に引き下げる。肉用牛の
売却による事業所得のうち免税対象牛の売却頭数を上限1,500頭に引き下げ、その適用期
限を平成27年度まで延長すること。罰則規定を創設することや過料の引き下げを行うこと。
上場株式の配当所得及び譲渡所得に対する軽減税率の特例を2年延長することでございます。

新旧対照表をごらんください。ただし、条の繰り下げやそれに伴う改正は省略いたします。

第26条は、町民税の納稅管理人に係る不申告に関する過料を3万円以下から10万円以下に改正するものでございます。

次に、第34条の7は、寄附金の税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げるものでございます。

8ページをお開きください。次に、第36条の4は、町民税に係る不申告に関する過料を3万円以下から10万円以下に改正するものでございます。

次に、第53条の10は、退職所得申告書の不提出に関する過料を3万円以下から10万円以下に改正するものでございます。

次に、9ページの第65条は、固定資産税の納稅管理人に係る不申告に関する過料を3万円以下から10万円以下に改正するものでございます。

次に、75条は、固定資産税に係る不申告に関する過料を3万円以下から10万円以下に改正するものでございます。

次に、第88条は、軽自動車税に係る不申告等に関する過料を3万円以下から10万円以下に改正するものでございます。

次のページの第100条の2は、たばこ税に係る不申告に関する過料の創設で、過料を10万円以下とするものでございます。

次に、第105条の2は、鉱山税に係る不申告に関する過料の創設で、過料を10万円以下とするものでございます。

次に、第107条は、鉱山税の納稅管理人に係る不申告に関する過料を3万円以下から10万円以下に改正するものでございます。

次のページの第133条は、特別土地保有税の納稅管理人に係る不申告に関する過料を3万円以下から10万円以下に改正するものでございます。

次に、第139条の2は、特別土地保有税に係る不申告に関する過料の創設で、過料を10万円以下とするものでございます。

次のページの附則第7条の4は、寄附金税額控除における特別控除額の特例で、地方税法の一部改正により条文を整理したものでございます。

次のページの附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例で、免税対象飼育牛の頭数を2,000頭を1,500頭に改正し、売却頭数が年間1,500頭を超える場合には、その超える部分の所得について免税対象から除外することと、その適用期限

を平成27年度までに延長するものでございます。

次に、15ページの附則第10条の2は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべて申告で、高齢者の居住の安定確保に関する法律第31条の規定による認定を同法法律第7条第1項の登録に改正するものでございます。

次に、附則第16条の3の上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例と、16ページの第16条の4の土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例と、17ページの第17条の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例と、18ページの第18条の短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例と、19ページの第19条の株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例と、20ページの第20条の2の先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例と、21ページの第20条の4の条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例は、町税条例第34条の7の寄附金税額控除及び附則第7条の4の寄附金税額控除における特別控除額の特例の一部改正に伴う条文の改正でございます。

24ページをお開きください。附則第2条第6項は、今回の町税条例の一部を改正する条例による改正後の条例の第34条の7の規定の適用に改正し、同条第10項の上場株式等の配当所得及び第17項の上場株式等の譲渡所得等並びに第22項の条約適用配当等に対する軽減税率の特例を2年延長し、平成23年12月31日を平成25年12月31日までに改正するものでございます。

27ページをお開きください。附則第1条第1項第4号は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例について、施行日を2年延長し、平成25年1月1日を平成27年1月1日に改正するものでございます。

附則第2条第6項は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例の適用を2年延長し、平成25年度以後を平成27年度以後に改正するものでございます。

議案書に戻りまして御説明いたします。9ページをお開きください。

附則といたしまして、第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中南部町税条例第26条第1項の改正規定、同条例第36条の4第1項の改正規定(「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。)、同条例第53条の10第1項、第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項の改正規定、同条例第100条の次に1条を加える改正規定、同条例第105条の次に1条を加える改正規定、同条例第107条第1項

及び第133条第1項の改正規定、同条例第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に1条を加える改正規定並びに附則第5条の規定は、公布の日から起算して2月を経過した日。

(2) 第1条中南部町税条例第36条の2の改正規定及び同条例第36条の4第1項の改正規定（「同条第7項もしくは第8項」を「同条第8項もしくは第9項」に改める部分に限る。）並びに次条第3項及び第4項の規定は、平成24年1月1日。

(3) 第1条中南部町税条例附則第8条の改正規定及び次条第5項の規定は、平成25年1月1日。

(4) 第1条中南部町税条例附則第10条の2第4項の改正規定は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日とする。

町民税に関する経過措置。第2条、第1条の規定による改正後の南部町税条例（以下「新条例」という。）第34条の7の規定は、町民税の所得割の納稅義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金並びに新条例第34条の7第1項各号に掲げる寄附金または金銭について適用する。

2、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成23年12月31日までの間における新条例第34条の7の規定の適用については、同条第1項第1号中「第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは、「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関する寄附金」とする。

3、新条例第36条の2の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成23年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

4、平成24年1月1日から同年3月31日までの間における新条例第36条の2の規定の適用については、同条第1項中「特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人」とあるのは、「租税特別措置法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人」とする。

5、新条例附則第8条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、第1条の規定による改正前の南部町税条例（以下「旧条例」という。）附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

固定資産税に関する経過措置。第3条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定

資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2、新条例附則第10条の2第4項の規定は、附則第1条第4号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

南部町税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置。第4条、施行日から平成23年12月31日までの間における改正後の南部町税条例の一部を改正する条例附則第2条第6項中「南部町税条例の一部を改正する条例による改正後の条例第34条の7」とあるのは、「新条例第34条の7」と、「特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業」と、「に規定する事業に関連する寄附金」とあるのは「に規定する事業」とする。

罰則に関する経過措置。第5条、この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下、この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる町税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る町税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

以上でございます。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（足立 喜義君） 提案に対して質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 提案ですけれども、専決処分をされたわけですけれども、この地方自治法第179条第1項の規定というのは、1つは、議会が成立しない場合。2番目には、特に緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合。この場合は町長の裁量が認められていますが、その裁量も客観的であることが自治六法の要旨の中に書いてあります。そして、3番目の理由としましては、議会において議決すべき事件を議会が議決しないとき、長は専決処分をすることができる。今回、専決処分をされた理由について、1点目はお聞きいたします。

2つ目には、この議案の中身ですけれども、さまざまあるんですけれども一つ例をとりまし

て、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例というところで、これは地方税法の本則がありますね、その本則に特に特例を認めた部分を延長するという内容になってますけれども、もともとの本則は税の特例はどうなのかと。それで、今回特例をどのように本則と比較してどうなってるのかと。それで、今回継続するということの説明をしていただきたい。

それから、3つ目は、いろいろな過料について3万円が10万円に引き上げられておりますけれども、この厳罰化といいますか、これの背景といいますか、なぜこういうことがされなければならないのかという点についてお答えいただきたい。そういうことでございます。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。まず、最初に、なぜ専決をしたかということでございますが、國の方から指示がございましたのが6月30日ということで、非常に時間的余裕がございませんでしたので、専決の処分をさせていただいたものでございます。

それから、それぞれの条文について税の内容はどうなのかということでございますが、それぞれ掲げてあります、株式等というものにつきましては軽減がかかっておりまして、この軽減税率について適用を延ばしたということでございます。

それから、過料についての3万円が10万円になぜなったかということでございますが、詳しい話は聞いておりませんで、3万円が10万円になったという話しか聞いておりません。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 國が町に内容を伝えてきたのが6月30日ということですが、今8月ですね、2カ月あるわけです。税務課長は、専決をしたのは6月30日に来たからできなかつたということは、私どうしても理解できないんですけども、それでよろしければそうだということなんでしょう。

それから、2番目の質問で税率の、私は本則の税率と特例の税率を聞いておりますので、よろしくお願ひします。

3つ目は、ちょっと御存じないということなんで、私はこれは保留します。1点目と2点目について、再度よろしくお願ひします。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。最初の6月30日からきょう8月の29日まで、時間があるということでございますが、この施行の日が6月30日であったものですからもう間に合わないということで、6月30日の施行の日に合わせた専決をさせて

いただいたということでございます。

2番目の質問で、じゃあ軽減はどうなっているかという申身が資料を持ち合わせておりませんで、えらい申しわけございません。お答えができませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私も専決のことについて、まずお聞きするんですけども、この議員必携にありますけども、この中で示されているのは、先ほど植田議員が申しましたように3点ございますね。最後にあるのが、専決処分が可能となる場合は、緊急性を要する場合に限定して明確化されたいというぐあいに指摘があるわけですよ。そこで私、聞くんですけども、つまり国の法律が変わりました。町に該当する部分がどの程度あるのか、それで緊急性が必要であってやられたのかどうなのかということを、まず1つお聞きします。

それから、新旧対照表の1ページにあるんですけども、例えて言いますと正当な事由がなくて申告しなかった場合においては、過料が3万円から10万円になるというぐあいになってるわけですね、説明で。いつも3月に申告するわけですから、例えて言いますと税についても100%納税者が理解してるわけではありませんので、申告をしますけども。しかし、違っていた場合について、私も以前、米子の税務署からここは違いますよということを指摘されて修正申告を出したんですけども、正当な理由がなかったというはどういう理由なのか、それをお聞きしたいんです。

それと、先ほど植田議員に対する答弁で、3万円が10万円に過料が増額になったことについてはよくその理由がわからない、把握していない。私は、提案された側とすればそれだけの根拠というんですか、それはやっぱり答えるべきだと思うんです。その点について再度お聞きしますが、この3点についてお聞きしますので、よろしくお願ひします。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） まず、専決処分のお話でございましたけれども、先ほど植田議員さんにお答えをいたしましたとおりでございまして、6月30日の施行ということになっておりますので、6月30日に来たものを施行の日に合わせて専決をして、次の議会で承認を求めるということになっておりますので、6月30日の専決をさせていただいたということでございます。

それから、過料については植田議員にお答えしたとおりでございます。

それと、2番目の御質問でございますが、第26条、町民税の納税管理人に係る不申告に関

する過料ということでございますが、これは所得の申告という意味合いでございません。中身については、例えば町内におられた方が町外に転出されて、その方が町内の方に納税の管理人になっていただくということで、その納税の町内の納税管理人を届け出をしていただくという内容でございます。お間違えのないようによろしくお願ひをいたします。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ちょっと、再度お聞きするんですけども、私が言ったのは確かに国が6月30日ですか、なりましたということがあって、もちろんそれに基づいてこちらでも改正したいという思いがあるとすれば、私はその指摘があるように専決処分が可能となる場合として、緊急性ということが明記されてるんですよ。今の現時点で言いますと、もう9月が間近ですね。9月の9日にいわゆる9月定例議会が予定されてるわけですね。その間で目にちとすれば1週間、10日ぐらいですか、そういう中で緊急性が果たしてこれに合致するのかということがようわからんですわ。そのことについて再度お聞きしたいんですが、緊急性の部分、つまり該当者が町内で既に起り得るというぐあいにされているのかということを再度お聞きします。

それから、先ほど町内在住の方が転出される場合に、いわゆる納税管理人にいうことなんですが、例えて言いますと、じゃあこういう場合はどうなんでしょうか。町民窓口に私は町外に転出しますということで、はいはい、わかりましたということで受理されたとします。先ほど言ったように税について網羅しているわけではありませんから、私個人と例えますか、出ます。そうすると、転出のときに何も言われなかつたので、つい出してなかつたとすると、いわゆる正当な理由がないわけですから3万円が10万円になるということになると、非常に住民にとっては大変なことだと思うんです。だから、これについてどういうぐあいに手立てされるとかということも聞くんです。例えば町民生活課の方へ転出の届けを出されて申請を出された、そのときにこういうことになりますよということが今まで、例えば3万円のときにも指摘されたのか。ましてや10万円になれば大変な負担になりますが、そういうことを以前からやられていたのか、そのことについて確認でお聞きしますので、よろしくお願ひします。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。先ほどのまづ専決処分のお話でございますけれども、施行日が6月30日ということになっておりますので、それを遵守いたしまして専決をさせていただいたということでございます。

それから、納税管理人の件でございますが、転出をされる場合に一人一人すべて申告をして

いただくということに今現在まだなっておりませんで、この適用は、私の記憶では3万円の過料を科するというようなことは行ったことはないというようなことで、該当が今までにはなかったということでございます。処理については、適宜転出された方について適正な申請をしていただくようにしていきたいというぐあいに思います。（発言する者あり）そのことは申し上げました。今は言ってませんけど、前回。

最初の専決処分のお話でございますけれども、6月30日に専決をいたしました。直近の議会に報告して承認を求めるようになっておりますので、6月30日以後に議会がきょう直近で開かれたことによりまして、きょう御提案を申し上げまして承認をお願いするものでございます。以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 亀尾です。私は、議案49号、南部町税条例の一部改正についてであります。反対をするものであります。

理由は、先ほどいろいろお聞きしたんですけども、いわゆる過料が3万円から10万円、それぞれの項目で全部指摘されてるわけですよ。今までこういう過料になったという方は、この南部町ではないということなんんですけども、1つは私が指摘したいのは、窓口の方でそういうことをきちんと指摘して、今まで指摘されてなかつたということについては、非常に私は大きな問題だと思うんです。

それと、これが過料が科された場合、3万円ですね、それが10万円になるということの理由も明らかになってないわけなんですよ。聞いてもそれはわかりませんということなんですね。少なくとも過料が3倍以上になるということになれば、きちんとそれなりの理由をつけてやるべきであって、今納税について皆さんも大変な苦労して納めてるわけなんですよ。たとえわずかなお金であろうとも改正になるということになれば、きちんとそれについての理由説明というもんをすべきであるということ。このことがないのに、それについて安易に賛成ということは、私はそういうきちんと責任をとる議員としての態度をすることからすれば、非常に私は不適切であり、反対するものであります。以上です。

○議長（足立 喜義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この問題は国の地方税法が改正になって、それに伴う地方税法の改正でございまして、私たちが何ぼ反対してもどうしようもない問題でして、23年の6月30日にもう公布、施行されている問題でございまして、確かに3万円が10万円に大変ですけど、これは国の、ここでする前におたくやちも国に国会議員がおられますから、國の方で言っていただければ一番いいと思いまして、私たちが何ぼ騒いでもどうしようもないし、私たちがほんなら国の税法が10万円になった、それは南部町としては認められないので3万円のままにしたいと言っても、これは通るもんじゃないじゃないか。大もとの地方税法が変わっておりますので、これはどうしようもない。確かに低いのはいいんですけど、國の大もとが変わつてますので、私たちが南部町だけでそれ独自にして、それは通るもんじゃない。ただ、國から言われたのを素直に、議会の一応承認を得ていただきたいという。また、執行部も直近の議会にすぐ諮りなさいということで、6月30日施行後の臨時議会はきょうであると。そのとおり、ルールどおりされた問題でございますので個人的なことを言えば切りがありません。あくまでも、これは國から言われた大もとの問題ですので、私たち南部町が騒いでこれ変えてもどうしようもないと思いますので、いたし方ないんじゃないでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今、國と地方のあり方がいろいろ議論も進んでまして……

（発言する者あり） それ以前に、國と地方は対等だというのは地方自治法や憲法ではっきりしているんですよ。それを考えれば、今の細田議員の発言は全く道理を無視したものだと……

（発言する者あり） 言わなければなりません。

そして、今回の議案の中身ですけども、先ほど厳罰化の問題がありますね。それと、資産家の株式譲渡にかかる特例、これは本則は20%、それを10%に軽減する内容のはずであります。私も明言はできませんけども、資料がないので。本則は20%を10%に軽減していることを継続する中身だと思います。調べておけばよかったですけども、流れとしては軽減を継続する。ですから、簡単にちょっと大ざっぱな言い方で恐縮ですけども、厳罰化と、それから、資産家には優遇する中身になっているということが私、一番この議案の問題だと思いますので、反対をいたします。（「もういい、もういい」「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第49号、専決処分の承認を求ることについて（南部町税条例の一部改正

について) を採決いたします。

議案第49号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第50号

○議長（足立 喜義君） 日程第5、議案第50号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。

議案第50号

平成23年度南部町一般会計補正予算（第3号）

平成23年度南部町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,502千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,725,487千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成23年8月29日

南部町長坂本昭文

平成23年8月 日

決 南部町議會議長 足立喜義

6ページの支出の方から御説明をいたします。8款消防費でございます。3目の災害対策費でございます。事業説明資料1ページになります。あわせて見ていただければと思います。災害対策費、旅費で18万3,000円を補正をしております。これは9月6日から出発します西部町村会派遣での支援職員の旅費を計上をしております。

次に、9款教育費です。1目学校管理費でございます。事業説明書は、2ページになります。15節工事請負費でございます。2,931万9,000円の増額補正を行っております。これは詳細設計をした結果、3点大きな変更理由がございます。建築面積の増並びに2点目はソイルセメント注入工法が必要になったこと、それから、プールへの給水管の迂回移設が必要になつた、その3点によるものでございます。2,931万9,000円の増額をしております。

続きまして、5ページに移ります。歳入の方でございますが、国庫支出金、教育費国庫補助金でございます。学校教育施設等整備費補助金1,294万円でございます。これは先ほど説明いたしました第二小の体育館に充当でございます。

繰越金でございますが、26万2,000円を計上しております。災害対策費の18万3,000円と学校管理費、先ほど説明した体育館の関係でございますが、起債が10万単位でございます。それ以下の7万9,000円ということで、合わせて26万2,000円でございます。

町債です。教育債、学校施設整備費事業債として辺地対策事業債1,630万円を計上をしております。

続きまして、3ページに移ります。第2表、地方債の補正、変更でございます。起債目的、辺地対策事業（会見第二小学校増改築事業）でございます。地方債の限度額が1億600万で認めていただいておりますが、これを1億2,230万円に限度額を増額をするものでございます。1,630万円の増額となります。起債の方法、利率等は、補正前に同じでございます。

次に、7ページをお開きください。地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。その結果、一番右の欄になりますけども、当該年度末現在高見込み額、下段の方になりますが、合計で79億1,088万3,000円となるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひをいたします。

○議長（足立 喜義君） 提案に対して質疑ありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 2点ありますので、よろしくお願ひします。

消防費の方なんですけども、これ以前に町長からある機会のときに言われたんですけども、今回女性の方が2人。以前、町長さんが言われたことで、私の頭がもし記憶が違つておったらなんですが、主に向こうの現地の方から女性の方を支援にお願いしたいというようなことではなかつたかと思うんですが、もしそれが違つておったら別に性別は関係なかったならそれでよろしいですので、その点について1点お聞きします。

それから、第二小学校なんですけど、先ほど全協で起債についてはこれはどういう、何ですかと言ったら、合併特例債とおっしゃったように私メモしてるんですが、今聞きますと辺地対策事業債ということですが、これはこっちの方が、今の説明の方が正しいということですか。うなずくだなしに言葉でお願いします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。町長が、向こうの方が女性の希望で來たというようなことの説明はした記憶はございません。支援員に性別は関係ないというふうに考えております。

○議長（足立 喜義君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長です。亀尾議員御指摘のとおり、全協では合併特例債というふうに申し上げました。非常に私の勉強不足で申しわけございませんでした。辺地対策事業債が正答でございます。おわびを申し上げます。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今回の会見第二小学校体育館は学校施設の最後、南部町の学校施設の課題であった学校施設整備の最後だと思いますが、それで間違いないでしょうか。

それで、私、総合計画の中で高い位置づけをされて、事業年度もある程度目安があったと思うんですけども、なかなか予算がないというので延び延びになってきた経過があるというふうに思ってますけど、当初、総合計画ではどういう年度で計画すべきというふうにしていたかということを、私はやっぱり大事なことだろうと思いますので、答弁お願ひします。

○議長（足立 喜義君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長でございます。まず、学校の施設整備につきましては、大きな課題は、この会見第二小学校の体育館の改築によりまして解決をしたのではないかというふうな認識はございます。

それと、総合計画ということでございますが、総合計画、申しわけございません。私の方が十分熟知をしてございませんので、教育委員会の方では平成19年度だったと思いますが、いわゆる学校の施設整備計画をつくってございます。その中にはいろいろ御指摘の西伯小学校なり、学校施設整備計画の課題につきまして整備計画を策定をしたものでございますが、その中でも会見第二小学校につきましては、当時、平成24年度を目途に完成を予定をしてございました。それがるる国の経済対策等々の事業もございまして、本年度、23年度前倒しですべて

の学校について一定の課題の解決ができたというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私、議員に出させてもらって最初からこの問題を言ってきた経過があったんですよ。町長といろいろ議論する中で予算がないからもうちょっと待てということで、24年の計画というのはあり得ないと思うんですけども、町長、その辺の記憶はございませんか。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。24年度について、どうも記憶がないがということで植田議員さんおっしゃいましたが、私の記憶ではずっと年度を追ってそれぞれの学校の計画をこれに沿って進めてまいりたいと、しかしながら、非常に厳しい財政状況があるので、このとおりに全くいかないことがあるかもしれませんけれども、基本的にはこういう手順でということで御説明をした記憶がございます。内容につきましては、先ほど次長が申し上げたとおりでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第50号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

議案第50号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議されました事件はすべて議了いたしました。よって、第6回南部町議会臨時会を閉会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。これをもちまして平成23年第6回南部町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さんでございました。

午前10時56分閉会
